

保育所



申請者	フリガナ	ミナミアルプスシ												
	法人等名称	南アルプス市												
	主たる事務所の所在地・連絡先	郵便番号	(400 - 0395)											
		山梨県	南アルプス市小笠原376											
		電話番号	055	-	282	-	7293	FAX番号	055	-	282	-	6095	
E-mailアドレス														
法人等の種別	地方自治体			法人所轄庁			南アルプス市							
代表者の職名・氏名	職名	市長			フリガナ氏名	カネマル カズモト								
						金丸 一元								
法人の設立年月日	平成 15 年 4 月 1 日設立													
法人が実施している事業名	南アルプス市													
事業所番号	1920851000057													
フリガナ施設名称	ハッタホイクショ 八田保育所													
施設の所在地・連絡先	郵便番号	(400 - 0204)												
	山梨県	南アルプス市榎原558												
	電話番号	055	-	285	-	7600	FAX番号	055	-	285	-	0471		
E-mailアドレス														
園長の氏名・職名	フリガナ氏名	オザワ クミコ				職名	所長							
	小澤 久美子													
認可年月日	S34	年	4	月	1	日	確認年月日	平成	27	年	4	月	1	日
連携施設の名称(地域型保育のみ)														
開所時間	2・3号	平日		7	時	30	分	~	19	時	00	分		
		土曜日		7	時	30	分	~	18	時	30	分		
		日曜日			時		分	~		時		分		

保育所



休園日 <small>夏季休園日 月 日～月 日、 行事の振替休日 月第 曜日 のようにご記入下さい</small>		日曜日、祝祭日、年末年始（12月29日から1月3日まで）										
利 用 定 員		2号認定		5歳児		4歳児		3歳児		合計		
				45人		40人		40人		125人		
		3号認定		2歳児		1歳児		0歳児		合計		
				24人		20人		8人		52人		
学 級 編 制		10		学級		（1学級当たり		17		人）		
職 員 の 状 況	職 種		主任保育士		保育士		調理員		その他職員			
			専 従	兼 務	専 従	兼 務	専 従	兼 務	専 従	兼 務		
	配 置 職 員 数	常 勤		1人	0人	15人	0人	2人				
		非 常 勤				3人			4人			
	平均経験年数		26年		11年		10年					
	医師（嘱託医）		有		内科医、歯科医の両方いる場合に「有」							
	教育・保育従事者1人当たりの園児数		10		人（非常勤職員は常勤換算して算出）							
常勤職員の労働時間		7.75		時間								
施 設 設 備	設 備		園舎		乳児室		ほふく室		保育室		遊戯室	
	居室数/面積		1208.8 m ²		1室/40.4 m ²		2室/68.70 m ²		8室/368.2 m ²		1室/264 m ²	
	1人当たりの面積		6.82 m ² /人		5.05 m ² /人		3.43 m ² /人		2.47 m ² /人		1.49 m ² /人	
	園庭		設置場所			全体の面積			満2歳以上児1人当たり面積			
			敷地内			1354 m ²			9.09 m ² /人			
運 営 方 針		（1）入所する児童及び乳幼児の最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進に最もふさわしい生活の場を提供するように努めます。 （2）保育に関する専門性を有する職員が家庭との緊密な連携の下に、児童の状況や発育過程を踏まえ、養護及び教育を一体的に行います。 （3）児童の属する家庭や地域との様々な社会資源との連携を図りながら、児童の保護者に対する支援及び地域の子育て家庭に対する支援等を行うように努めます。										

保育所



<p>教育・保育の内容</p>	<p>(1) 特定教育・保育及び時間外保育の提供 (2) 食事の提供 (3) その他保育に係る行事等</p>		
<p>子育て支援の実施状況 (実施している場合)</p>			
<p>教育・保育の提供内容に関する特色</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・サッカー教室(年6回) ・キッドピクス(リズム遊び 年8回) ・おはなし会(年4回) 		
<p>利用料 (実費徴収・上乗せ徴収)</p>	<p>(1) 特定教育・保育に係る利用者負担(保育料) 支給認定を受けた市町村に対し、当該市町村が定める保育料をお支払いいただきます。 (2) 保育の提供に要する実費に係る利用者負担金等 (1) に掲げる保育料のほか、次に掲げる費用を負担していただきます。 給食費(主食費) その他(遠足等の園外活動費・保育用品費・教材費・被服費 保護者会費 ・課外活動等の実費経費) (3) 延長保育に係る利用者負担 延長保育事業に係る利用者負担に係る取扱いについては以下のとおりです。 ・保育標準時間認定に係る支給認定の場合は、延長保育時間(18:30から19:00)の場合は1回につき100円です。 ・保育短時間認定に係る支給認定の場合は、延長保育時間(16:30から18:30まで1回につき100円、18:30から19:00まで1回につき100円)です</p>		
<p>苦情に対応する窓口の状況</p>	<p>窓口設置の有無</p> <p style="text-align: center;">有</p>	<p>苦情内容記録の有無</p> <p style="text-align: center;">有</p>	<p>市町村への報告の有無</p> <p style="text-align: center;">有</p>